

大府市低所得世帯生活支援特別給付金 (3万円/1世帯)のご案内

- この給付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を特に大きく受ける低所得世帯を支援するため、国の交付金を活用して、低所得世帯 **1世帯あたり**に **3万円**を給付する**大府市独自の制度**です。
 ※「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」(1世帯あたり10万円)及び「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」(1世帯あたり5万円)とは別の給付制度です。
 ※全国の市町村でも同様の給付金事業が実施されていますが、それぞれ独自の制度であるため、本市の給付金と必ずしも同じ内容ではありません。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

給付金の支給時期

大府市が確認書(または申請書)を受理した日から 1か月後が目安です。

支給対象・手続方法

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

※ **世帯全員**の令和5年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯

基準日 (令和5年1月1日) 時点で
大府市に住民登録がある世帯

基準日翌日 (令和5年1月2日)
から令和5年6月1日の間に
大府市に転入した非課税世帯

大府市から「**支給要件確認書**」
が届きます。(要返送)



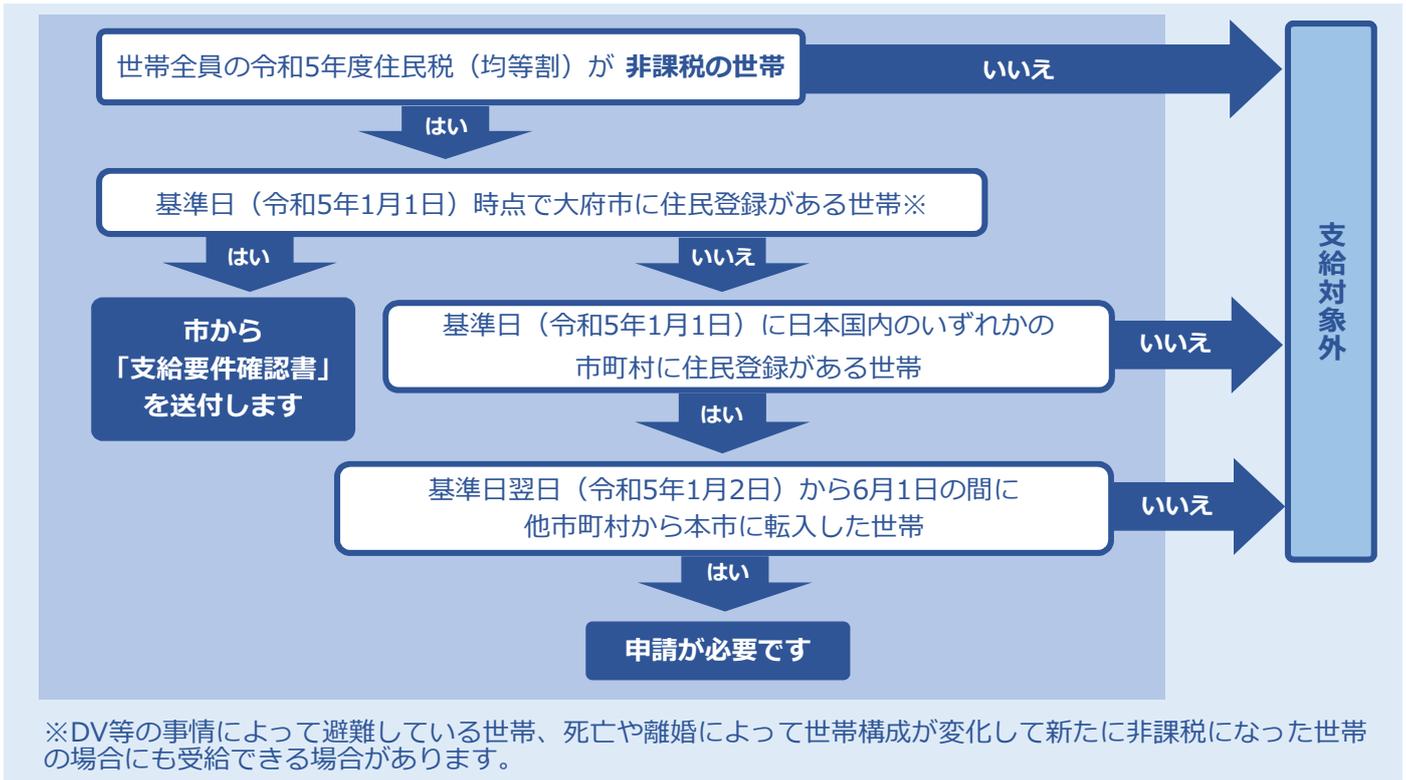
申請が必要です

申請期間・場所

- 7月 4日 (火) ~ 8月18日 (金) 市役所2階 206・207会議室
- 8月21日 (月) ~ 9月29日 (金) 市役所1階 7番窓口 (地域福祉課)

支給手続きの詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

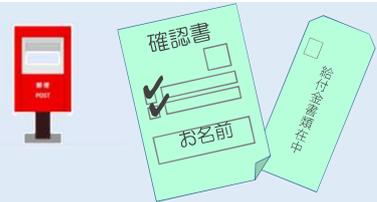


1 基準日に住民登録がある世帯 提出期限：「支給要件確認書」に記載された期日

- 対象と思われる方に、お手続きをご案内した「支給要件確認書」を発送します。
- 内容を確認し、**必要事項を記入して市に返送してください。**

確認事項

- 大府市からこの給付金（3万円）を受け取っていないこと
- 世帯の中に住民税が課税となる所得が未申告の方がいないこと



2 転入世帯 提出期限：令和5年9月29日（金）当日消印有効

基準日翌日（令和5年1月2日）から6月1日の間に、国内他市町村から本市に転入した住民税非課税世帯に対する給付

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、**期限までに市に提出**してください。

! 確認や申告の内容が誤っていた場合、支給済みの給付金の返還を求められることがあります。意図的に虚偽の確認をした場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

! 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！ 警察相談専用電話（#9110）

お問い合わせ

大府市低所得世帯生活支援給付金専用ダイヤル

- 7/4～8/18 ☎0562-38-5339
- 上記期間以外 ☎0562-45-6228（大府市役所 地域福祉課）

受付時間 平日9:00～17:00（水曜のみ19:00まで・閉庁日を除く）